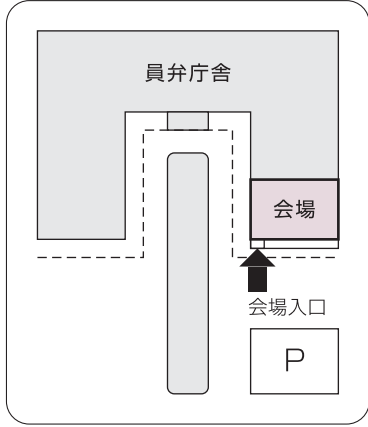


申告

所得税の確定申告と 市民税・県民税の申告が始まります 準備はできていますか？



給与所得のみの方で、勤務先からいなべ市へ給与支払報告書が提出されている方は、「所得税の確定申告」および「市民税・県民税の申告」はする必要はありません。また、「所得税の確定申告」をする方は、「市民税・県民税の申告」をする必要はありません。ただし、「所得税の確定申告」をする必要がない方でも、所得を明らかにするために「市民税・県民税の申告」が必要になる場合があります。

2月18日(月)～3月17日(月)【土・日を除く】

桑名税務署 9:00～17:00

市役所員弁庁舎東館1階 8:30～17:00

市役所の申告会場は、員弁庁舎東館ですのでお間違いのないようご注意ください。
なお、作成済みの申告書は、各庁舎総合窓口課でも受け付けています。

申告受付会場は大変混雑することが予想されます

申告書はご自分で作成し、郵送などで提出していただくことをお勧めします。郵送の場合は申告書に記入し、所得や控除の証明となる資料を添付し、それぞれ下記へ送付してください。

なお、国税電子申告・納税システム「e-Tax」で確定申告される方は、医療費の領収書、生命保険料控除証明書および源泉徴収票等の添付書類を送付する必要はありません。（※3年間は保存してください）

住宅ローン控除の申告もお忘れなく！

確定申告とあわせて受け付けていますので、該当される方は、期間内に申告してください。

※申告書…市ホームページからダウンロードできます。簡単(自動計算)に作成できます。

桑名税務署からのお知らせ 確定申告に関する電話相談は確定申告テレフォンセンターへ！

2月1日(金)から3月17日(月)までの間、「所得税、消費税および地方消費税の確定申告並びに贈与税の申告」に関する電話相談は、桑名税務署(T22-5121)へおかけいただき、自動音声案内に従い、『0』(確定申告テレフォンセンター)を選択してください。その他は、次を選択してください。国税に関する一般的なご相談は『1』(電話センター)、税務署からの照会や問い合わせや職員にご用の方は『2』(税務署)。

所得税確定申告の送付先・問	桑名税務署 (〒511-8510 桑名市江場7-6)	T 22-5121
市民税・県民税申告の送付先・問	員弁庁舎 課税課 (〒511-0293 員弁町笠田新田111)	T 74-5830

申告に必要なもの

必要な書類は、必ずお持ちください。(必要なものがないと、受け付けできない場合があります)

- ①申告書と印鑑 (朱肉を必要とするもの)
- ②申告者本人の口座がわかるもの (納税申告される方で新たに振替納税を利用する方は銀行印が必要)
- ③平成19年中の所得がわかるもの

▼事業所得(営業等、農業)および不動産所得がある方
総収入金額および必要経費の内訳を記載した確定申告書の収支内訳書

▼報酬・配当所得がある方
それぞれの支払明細書など

▼給与所得・各種年金・給付金等がある方
それぞれの源泉徴収票(原本)

